

光までお待たせ Wi-Fi に関する利用規約

第1条 適用

1. この利用規約（以下「本規約」といいます）はフェニックスコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「光までお待たせ Wi-Fi」（以下「本サービス」といいます）の利用に係る一切に適用します。
2. 当社が本規約とは別に用意する、本サービスの説明、案内、利用上の注意などの諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本サービスの利用には、本規約に定める事項を除き、当社が別途定める「フェニックスクラブインターネットサービス契約約款」（以下「会員規約」といいます。）の規定が適用されます。
4. 本規約と会員規約の規定が抵触するときは、本サービスの提供に関する限り本規約を優先します。

第2条 規約の変更

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用にかかる料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 変更後の本規約は、当社がウェブサイト (<https://www.phoenix-c.or.jp/support/terms/>) 上に掲載した時点から効力が生じるものとします。尚、ホームページ上の記載とその他媒体の記載に齟齬がある場合、ホームページ上の記載内容を優先して適用します。

第3条 本サービス

1. 本サービスはフェニックス光（以下「フェニックス光」といいます）サービスのお申込み後、フェニックス光の回線工事完了までの間当社が利用者に提供するデータ通信サービスおよび接続端末（以下「端末」）のレンタルを行うサービスをいいます。
2. 本サービスには、以下の二つのプラン（以下「各プラン」といいます）があります。
 - (1) 無料プラン
フェニックス光の回線工事完了日まで、月間 50GB のデータ通信容量を上限として無料で利用できるプラン。
 - (2) いつもの Wi-Fi ZERO レンタルプラン（以下「レンタルプラン」といいます）
端末の返却期日を経過しても返却が確認できない場合、又は利用者がレンタルプランを選択した場合に自動的に適用され、月間 100GB のデータ通信容量を上限として料金が発生するプラン。
3. 各プランの詳細な利用条件、料金その他の事項は、第4条および別表「料金表」に定めるとおりとします。

第4条 サービスの詳細

1. 本サービスの端末はレンタルのみとなります。
2. 本サービスは、利用者が当社所定の決済手段の登録手続きが完了した後に提供を開始します。
3. 本サービスの契約は当社より端末を発送し、利用者が受領した時に成立いたします。
4. 利用者が端末を返却期日までに返却しない場合、当社は返却期日の翌日からレンタルプランに

自動移行し、別表料金を課金します。

5. 本サービスの月間通信容量の上限および超過時の措置は次の各号のとおりとします。
 - (1) 無料プラン：50GB
データ利用量が上限に到達すると通信が停止し、翌月1日0:00に通信が再開します。
 - (2) レンタルプラン：100GB
データ利用量が上限に到達すると通信が停止し、翌月1日0:00に通信が再開します。
6. 本サービスを提供する期間は次の各号のとおりとします。
 - (1) 無料プラン：フェニックス光の工事完了日まで
 - (2) レンタルプラン：レンタルプラン解約日まで

第5条 利用場所の制限および契約解除事由

1. 利用者は、申込み時に届け出た設置先住所（以下「登録住所」といいます。）においてのみ本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、利用者が登録住所以外の場所で本サービスを利用しているおそれがあると判断した場合、利用場所の確認のために資料の提出その他当社が指定する方法による説明を求めることができます。なお、利用者が当社の求めに正当な理由なく応じないとき、当社は本サービスの全部または一部を停止し、又は本サービス契約を解除することができます。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への事前通知のうえ、本サービスの提供を終了し、本サービス契約を解除し、又は本サービスの全部若しくは一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。
 - (1) 利用者がフェニックス光の申込みを取消したとき。
 - (2) 入会申込み時の申告事項または届け出内容に虚偽の記載があったことが判明したとき、または申告事項に変更が生じたにもかかわらず速やかに変更の届け出が行われなかったとき。
 - (3) フェニックス光の申込み内容その他当社からの期間を定めた照会に対し、当該期間内に利用者から回答がなかったとき。
 - (4) その他、当社が本サービスの提供を継続することが不適当であると合理的に判断したとき。
4. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用者に通知することなく直ちに本サービスを停止します。
 - (1) 利用者が犯罪行為に利用した疑いがある場合
 - (2) 緊急かつやむを得ない事情がある場合
 - (3) 法令または行政機関の要請があった場合

第6条 端末の貸与および所有権

1. 当社は、フェニックス光の契約者1名につき端末1台をレンタル提供します。
2. 端末の所有権は当社に帰属し、利用者は善良な管理者の注意義務をもって保管・使用するものとします。
3. 当社が利用者による端末の複数保有を合理的に認識した場合、当社は当該全部の端末について本サービスの提供を停止し、または本サービス契約を解除できるものとします。

第7条 端末の管理および禁止行為

※ 利用者は、端末について次の各号に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）を行ってはな

りません。

- (1) 譲渡、質入れ、転貸、オークション・フリマサイト等への出品その他の処分
- (2) 分解、解析、改造、改変、損壊、破棄、紛失または滅失
- (3) 著しい汚損（シール貼付、刻印、削切、着色その他これに類する行為）
- (4) 契約外での不正使用および取扱説明書等において禁止されている行為
- (5) 端末の日本国外への持出し

※ 当社が前項の禁止行為に該当すると判断した場合、利用者は別表に定める端末損害金を支払うものとします。

第8条 端末の返却

1. 本サービスの提供が終了したとき、利用者は別表に定める方法で速やかに端末を返却しなければなりません。
2. 前項にかかわらず、利用者が提供終了日から10日を経過した日（以下「返却期日」といいます。）までに端末を返却しないとき、利用者は別表に定める端末損害金を支払うものとします。

附則

この規定は2025年6月1日より実施します。

別表

1. 料金表（表示価格は全て税込）

	無料プラン	レンタルプラン	
端末レンタル料金	0円	1,100円(税込)/月	
データ利用料金	0円	0GB～1GB	0円
		1GB～30GB	2,310円
		30GB～60GB	4,400円
		60GB～100GB	5,500円
端末損害金	15,620円		

※ 端末損害金はおお客様の責めに帰すべき事由の時に発生します。

※ 端末損害金は当社の被る損害額を現在の原材料の価格などを基準に算出したものであり、物価その他の経済事情の変動などにより、実際の請求額は異なる場合があります。

※ レンタルプランの料金および端末損害金は登録済みのクレジットカードまたは口座にて支払いいたします。

2. 端末返却方法

当社から送付した端末に同梱されているレターパックにて一式を返却ください。

返却先	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目3番地 おおわだビル8階 フェニックスコミュニケーションズ株式会社 レンタル機器返却係 宛
-----	--

※ レターパックを紛失された際は、お客様により上記宛てまで送付してください。

※ レンタルプラン提供終了後の端末については当社においてデータ通信制限を行います。